

事務総局会議（第28回）議事録

日時	令和2年11月2日（月）午後2時00分～午後2時12分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、石井総務局第一課長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、福家刑事局第一課長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官、
議事	人事院報告（月例給関係）等について 徳岡人事局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長 大須賀 寛之	

事務総局会議資料
(11月2日開催)

(令和2.11.2 人事局)

人事院報告（月例給関係）等

＜資料目録＞

報告の骨子

報告の骨子

○ 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差 ($\Delta 0.04\%$) が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査 (完了率80.2%)

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 $\Delta 164$ 円 $\Delta 0.04\%$

〔行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〕

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

(参考) ボーナスの改定 (令和2年10月7日勧告)

民間の支給割合 (4.46月) との均衡を図るために引下げ 4.50月分 → 4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

事務総局会議（第29回）議事録

日時	令和2年11月10日（火）午前10時00分～午前11時53分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官
議事	<p>1 令和3会計年度における協議会等開催計画について 村田総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 少年保護事件記録等の編成についての通達発出に関する事項の最高裁判所事務総長への委任について 村田総務局長説明（資料第2）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 2</p> <p>◎ 了承 1</p>

秘書課長 大須賀 寛之

令和3会計年度における協議会等開催計画

(中央協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
1	長官、所長会同	6月16日、 17日	2日	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官、地裁・家裁所長	総務局	84人
2	長官事務打合せ	11月18日、 19日	2日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
3	長官事務打合せ	3月10日 (予備日: 3 月4日、18 日)	1日	司法行政上の諸問題	高裁長官	総務局	8人
4	高裁事務局長事務打合せ	10月1日、 3月3日 (2回)	1日	司法行政上の諸問題	高裁事務局長	総務局	8人
5	高裁総務課長等事務打合せ	11月11日	1日	総務事務全般の連絡協議	高裁総務課長及び文書企画官	総務局	16人
6	高裁首席書記官事務打合せ	11月4日	1日	書記官事務全般の連絡協議	高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官	総務局	16人
7	人事関係等事務打合せ(高裁事務局次 長)	5月	2日	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	人事局	8人
8	人事事務打合せ(高裁人事課長)	10月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐の うちいずれか1人	人事局	16人
9	人事事務打合せ(高裁人事課長)	2月	2日	人事行政事務全般の連絡協議	高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐の うちいずれか1人	人事局	16人
10	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次 長)	9月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
11	経理関係等事務打合せ(高裁事務局次 長)	1月	2日	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	8人
12	経理事務打合せ(高裁会計課長)	10月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び総括企画官、会計課企画官、同 課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	16人
13	経理事務打合せ(高裁会計課長)	2月	2日	経理行政事務全般の連絡協議	高裁会計課長及び総括企画官、会計課企画官、同 課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人	経理局	16人
14	専門部等裁判官事務打合せ	9月	1日	1 各専門分野に共通する専門訴訟の審理運営 上の課題と方策について 2 専門部等非設置庁を含む裁判所全体の専門 訴訟の審理運営の改善を図るために取り組むべき 課題と方策について 3 民事訴訟全般の審理運営の改善を図るために 専門部等が果たし得る役割について	各地裁の民事部のうち、医療、建築、商事、交 通、行政、労働、知財事件を担当する専門部又は 集中部の部総括又は右陪席裁判官(各専門分野か ら原則として1名)	民事局 行政局	約50人
15	調停委員協議会	5月27日	1日	調停制度の在り方に関し考慮すべき事項	民事調停委員、家事調停委員	民事局 家庭局	100人

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
16	簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せ	9月	0. 5日	簡裁民事事件の現状と課題 1 民事訴訟関係 交通損害賠償事件の審理・判決の在り方について等 2 民事調停関係 調停委員の人材確保のための施策について等 3 その他 簡裁判事の技能向上	1 各地裁の民事事件担当の裁判官各1人 2 各地裁管内の簡裁の民事事件担当の裁判官各1人 3 各地裁管内の簡裁の民事事件担当の主任書記官各1人 ※簡裁裁判官及び主任書記官は、本庁所在地簡裁の者に限定しない。	民事局	150人
17	民事執行事件及び倒産事件担当者等事務打合せ	11月～1月	1日	1 民事執行事件の運用上考慮すべき事項 2 倒産事件の運用上考慮すべき事項	1 東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松各地裁の執行・倒産担当の裁判官各1人（執行事件と倒産事件を担当している部が異なる場合には、2人とすることもできる。） 2 1の各地裁の民事次席書記官又は主任書記官各1人 3 1の各地裁の総括執行官各1人	民事局	約40人
18	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月	1日	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に關し考慮すべき事項	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官	家庭局	8人
19	後見関係事件事務打合せ	7月7日	0. 5日	後見関係事件の運用に関する連絡協議	1 高裁の民事次席書記官1名 2 高裁の総務課長又は総務課課長補佐のいずれか1名 3 高裁の所在地を管轄する家裁の部総括裁判官又は上席裁判官のいずれか1名 4 高裁の所在地を管轄する家裁の家事の首席書記官又は家事の次席書記官のいずれか1名 5 高裁の所在地を管轄する家裁の総務課長1名	家庭局	40人

令和3会計年度における協議会等開催計画

(ブロック協議会等)

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
1	総務課長等協議会	12月～翌年2月	1日	総務事務全般に関する諸問題	1 高地家裁総務課長 2 高地家裁文書企画官, 高地家裁総務課課長補佐, 専門官のうち高裁が相当と認めるもの	各高裁所在地から開催地を選定予定(合同開催)	総務局	約118人
2	首席書記官等協議会	1月～2月	1日	書記官事務について, 首席書記官として考慮すべき事項等	高地家裁の首席書記官及び地家裁の裁判官(具体的な対象範囲は未定)	各高裁所在地から開催地を選定予定(一部合同開催)	総務局	未定
3	人事関係事務協議会	(未定)	1日	人事事務の処理に關し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び人事課長, 地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定(合同開催)	人事局	116人
4	人事管理協議会	9月～10月	1日	人事管理上の諸問題	高裁の事務局次長及び人事課長; 地家裁の事務局次長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	人事局	約130人
5	人事担当課長等協議会	10月～12月	1日	人事事務全般に関する諸問題	1 各高等裁判所の人事課長及び人事課課長補佐等 2 各地方裁判所及び各家庭裁判所の人事担当課長	各高裁所在地から開催地を選定予定	人事局	116人
6	経理関係事務協議会	(未定)	0. 5日	経理事務の処理に關し考慮すべき事項	高裁の事務局次長及び会計課長, 地家裁の事務局長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	経理局	116人
7	会計課長協議会	1月～2月	1日	予算の適正執行及び効率的執行に關し, 考慮すべき事項	高裁の会計課長及び地家裁の会計課長	各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催)	経理局	61人
8	簡易裁判所民事実務研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に關し実務上考慮すべき事項	簡裁の裁判官及び書記官, 民事調停委員, 司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
9	新任民事調停委員研修会	各地裁で決定 (原則として4月～7月)	2日	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
10	新任民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
11	民事調停委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき必要な応用的知識及び技術の習得	2年ないし3年程度の実務経験のある民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
12	民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
13	調停運営協議会及び調停委員表彰式	各高裁で決定 (9月～11月)	1日	1 民事・家事調停の運営に関し考慮すべき事項 2 高裁長官表彰	各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員	各高裁	民事局 家庭局	各高裁で決定
14	鑑定委員協議会	開催する地裁で決定 (6月～12月)	1日	借地非訟事件の処理に関し考慮すべき事項	東京及び大阪各地裁の鑑定委員	開催する地裁で決定	民事局	開催する地裁で決定
15	新任司法委員研修会	各地裁で決定 (1月～3月)	0.5日	司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得	新任司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
16	司法委員研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	1日～2日	司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得	司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
17	管財人等協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	1日	倒産事件の管財業務等の処理に関し考慮すべき事項	破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等	各地裁	民事局	各地裁で決定
18	民事事件担当裁判官等協議会	1月～2月	1日	民事訴訟手続の更なる運営改善に向けて、争点中心の審理を実現するための課題と方策等について	1 全地方裁判所の民事事件を担当する部総括裁判官及び右陪席裁判官各1名 2 全地方裁判所の次席書記官又は主任書記官 3 各ブロックの高等裁判所の裁判官1名、首席書記官	(合同開催) ※予定 東京 (東京、高松) 大阪 (大阪、仙台) 名古屋 (名古屋、札幌) 福岡 (広島、福岡)	民事局	166人
19	刑事事件担当裁判官協議会	1月～2月	1日	1 裁判員裁判の運用上の課題 2 その他刑事事件の処理に関し考慮すべき事項	刑事事件担当の高裁・地裁の裁判官	(合同開催) 4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	68人
20	刑事鑑定研究会	各地裁で決定 (6月～翌年3月)	0.5日	刑事事件の鑑定を巡る諸問題	学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
21	心神喪失者等医療観察法関係研究協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	0. 5日	医療観察事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に関して考慮すべき事項	精神保健判定医及び精神保健参与員候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
22	犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	0. 5日	犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等	意見交換等のテーマに応じた外部有識者等並びに高裁、同高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員（高裁管内の各地家裁から最低限裁判官その他の職員各1人に参加してもらう予定）	各高裁	刑事局 家庭局	各高裁で決定
23	法廷通訳基礎研修	各地裁で決定 (4月～翌年3月)	1日	法廷通訳経験のない又は少ない初級レベルの通訳人候補者等を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者となることを希望し、かつ、対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各地裁で決定
24	法廷通訳セミナー	各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	中級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官	各高裁所在地にある地裁（東京、大阪各高裁においては、それぞれの高裁が定める管内の地裁）	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各高裁で決定
25	法廷通訳フォローアップセミナー	東京、大阪各高裁で決定 (6月～翌年3月)	2日	上級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに東京、大阪各高裁及び東京、大阪各地裁の裁判官及び書記官	東京、大阪各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各高裁で決定
26	保護観察に関する連絡協議会	各地裁で決定 (7月～翌年3月)	0. 5日	1 保護観察の実情について 2 その他	刑事案件担当の地裁・簡裁の裁判官、裁判所書記官及び保護観察所の職員	各地裁	刑事局	各地裁で決定
27	簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会	10月～12月	1日	1 刑事事件の運用に關し考慮すべき事項 2 その他	刑事案件担当の簡裁裁判官、開催地所在の地裁裁判官	(合同開催) 4高裁で開催（開催地は未定）	刑事局	108人
28	検察審査会事務局長研究会	6月～10月	0. 5日	検察審査会事務局事務について必要な知識の取得及び実務上の諸問題の検討	地裁本庁所在地の検察審査会（複数の検察審査会が設置されている場合には、第一検察審査会）の事務局長	(一部合同開催) 3～4高裁で開催（開催地は未定）	刑事局	50人
29	労働審判員研修会	各地裁で決定 (4月～6月)	1日	労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
30	労働審判員研究会	各地裁で決定 (原則として9月～12月)	1日	労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得	労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
31	知的財産権訴訟研究会	10月～12月	0.5日	知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題	知財高裁の裁判官並びに大阪高裁、東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 (注)主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	22人
32	知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会	9月～12月	0.5日	知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方	1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官 2 知的財産権関係事件を担当する専門委員(知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る) (注)主催は知財高裁	東京高裁 (知財高裁)	行政局	知財高裁で決定
33	新任家事調停委員研修会	各家裁で決定(原則として4月～7月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な基礎知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
34	家事調停委員研究会	各家裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
35	家事調停委員ケース研究会	各家裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
36	家庭裁判所家事実務研究会	各家裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	家事事件の処理に関し考慮すべき事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、家事調停委員、参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
37	家事関係機関との連絡協議会	各家裁で決定(4月～翌年3月)	1日～2日	家事事件の処理に関して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、福祉関係、医療関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
38	少年関係機関との連絡協議会	各家裁で決定(4月～翌年3月)	1日～2日	少年事件の処理に関して連絡調整を要する事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、保護関係、教育関係及び警察関係、その他協議事項に関連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定	各家裁で決定	家庭局	各家裁で決定
39	新任参与員研修会	各家裁で決定(1月～3月)	1日～2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得	新任参与員又はこれに準ずる参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
40	参与員研究会	各家裁で決定(6月～翌年3月)	1日～2日	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
41	首席家庭裁判所調査官協議会	1月～2月	1日	首席家庭裁判所調査官の執務及び家庭裁判所調査官の調査事務等に關し考慮すべき事項	首席家庭裁判所調査官	(合同開催) ※予定 東京(東京, 仙台) 大阪(大阪, 札幌) 名古屋(名古屋, 高松) 福岡(福岡, 広島)	家庭局	50人
42	家事事件担当裁判官等協議会	各高裁で決定 (1月～2月)	1日	家事事件の運用上の諸問題	高裁管内の家裁において家事事件を担当する裁判官, 書記官及び家裁調査官	各高裁 (一部合同開催) 東京 大阪(大阪, 高松) 名古屋(名古屋, 札幌) 広島(広島, 仙台) 福岡	家庭局	各高裁で決定

少年保護事件記録等の編成についての通達発出に関する事項
の最高裁判所事務総長への委任について

(配布資料目録)

1 裁判官会議決議事項案

裁判官会議議決事項案

少年保護事件等の記録の編成についての通達の発出に関する事項については、最高裁判所事務総長に委任する。

事務総局会議（第30回）議事録

日時	令和2年11月17日（火）午前10時00分～午前10時10分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官、遠藤裁判所職員総合研修所長
議事	令和2年度における裁判所職員（裁判官以外）研修の実施に関する重要な事項の再変更について 遠藤裁判所職員総合研修所長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議

秘書課長 大須賀 寛

【配布資料】

令和2年度における裁判所職員(裁判官以外)研修の実施に関する重要な事項の再変更について

1 中央研修

研修の対象者	(研修名)	変更の内容
(1) 管理者層を対象者とするもの		
ア 管理業務系		
首席書記官	首席書記官研究会	中止
首席家裁調査官	首席家庭裁判所調査官研究会	2本中1本を中止
事務局長	事務局長研究会	中止
次席書記官、次席家裁調査官、事務局次長等	管理者研究会	2本中1本を中止
次席家裁調査官等	次席家庭裁判所調査官等研究会	中止
イ 研修事務系		
高裁次長、高裁首席書記官、首席家裁調査官	研修計画協議会	期間短縮して実施
(2) 中間管理者層を主な対象者とするもの		
ア 管理業務系		
主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等	中間管理者研修Ⅰ	中止(全3回)
主任書記官、主任家裁調査官、訟廷管理官、課長等	中間管理者研修Ⅱ	中止(全2回)
主任家裁調査官	主任家庭裁判所調査官研修	中止
イ 研修事務系		
研修の企画、実施を指導する立場にある者	研修指導研究会	中止(全2回)
書記官研修(高裁委嘱)講師予定者	実務指導研究会	中止(全4回)
(3) 主として管理職以外の層(書記官、家裁調査官、係長等)を対象者とするもの		
ア 裁判事務系		
書記官、家裁調査官(担当分野)	実務研究会(家事、少年)	家事は期間短縮して実施 少年は書記官につき中止、家裁調査官につき期間短縮して実施
書記官(担当分野)	実務研究会(民事、刑事)、特別研究会(家事)	民事(全2回)と刑事中止 家事は期間短縮して実施
家裁調査官(テーマ又は執務経験)	家庭裁判所調査官特別研修 家庭裁判所調査官応用研修	中止(全3回) 時期を変更して実施
速記官(テーマ)	速記官中央研修	中止
執行官(テーマ又は執務経験)	総括執行官研究会	中止
	執行官実務研究会	期間短縮して実施
	新任執行官研修	期間短縮して実施

研修の対象者	(研修名)	変更の内容
イ 事務局事務系		
係長等(担当分野)	係長等(総務、人事、会計担当)研修	中止(全分野)
ウ 研修事務系		
研修事務担当係長等	研修事務担当者研修	中止
(4) 新採用職員を対象者とするもの		
新採用職員(総合職)	総合職採用職員初任研修	期間短縮して実施
(5) その他		
ア 情報化関係		
情報セキュリティ対策事務を担当する管理職員	情報セキュリティ研修	中止
情報化推進の役割を担当する職員	情報処理研修	中止(全2回)
裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分)の導入事務を担当する職員	裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分)導入研修	中止(全6回)
イ 採用試験事務関係		
採用試験事務を担当する管理職員等	採用試験事務担当者研究会	中止

2 高裁委嘱研修

研修の対象者	(研修名)	変更の内容
(1) 管理者層を対象者とするもの		
次席家裁調査官等	次席家庭裁判所調査官等実務研究会	※1
(2) 中間管理者層を対象者とするもの		
新たに主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等に任命された者	新任中間管理者研修	期間短縮して実施
(3) 主として管理職以外の層(書記官、家裁調査官、係長等)を対象者とするもの		
ア 裁判事務系		
書記官(執務経験)	書記官プラスアップ研修	中止
家裁調査官(主任家裁調査官を含む。)(テーマ)	家庭裁判所調査官実務研究会	※1
イ 事務局事務系		
新たに係長に任命された者	新任係長研修	期間短縮して実施
事務官(執務経験、担当分野)	事務官専門研修	※1
(4) 事務官層を対象者とするもの		
事務官(執務経験)	ジャンプアップ研修	中止
	事務官法律研修	※1
(5) 新採用職員層を対象者とするもの		
新採用職員(総合職を除く。)	新採用職員研修	期間短縮して実施

※1 中止の方針を示しているが、既に実施済みの高裁もあり、各高裁の実施状況を確認の上、お諮りする予定

3 自庁研修

研修の対象者	(研修名)	変更の内容
(1) 事務官層を対象者とするもの		
事務官(執務経験)	ステップアップ研修	中止
(2) 新採用職員層を対象者とするもの		
採用後1年程度の職員	フォローアップセミナー	※2
採用直後の職員	フレッシュセミナー	※2
(3) 最高裁、高裁又は地家裁の実情に応じて実施(期間、参加者は実施庁において定める。高裁が自庁及び管内地家裁所属職員を対象として実施することがある。)		

※2 各庁で実施状況を確認し、変更事項があればお諮りする予定

4 委託研修

研修の対象者	(研修名)	変更の内容
裁判所以外の機関が実施する研修に職員を参加させるもの。参加させる研修、期間、職員については、最高裁において定める。		※3

※3 計画どおりに実施中であるが、変更事項があればお詫びする予定

5 研究

研究の対象者	(研究名)	変更の内容
(1) 書記官、家裁調査官の合同による実務研究		
書記官、家裁調査官	合同実務研究	※4
(2) 書記官による実務研究		
書記官	書記官実務研究	※4
(3) 家裁調査官による実務研究		
家裁調査官	家庭裁判所調査官実務研究 家庭裁判所調査官関係機関特別研究(関係機関について、心身の鑑別について、更生保護について)	期間短縮して実施 関係機関について期間短縮して実施 心身の鑑別について及び更生保護について中止

※4 計画どおりに実施中であるが、変更事項があればお詫びする予定

【参考】

1 書記官養成課程第一部第17期及び第二部第16期

10月1日から総研に参集し、在宅学修に対するフォローアップの授業や、必要な試験を実施

11月16日から令和3年3月25日までは、総研と所属庁等とをインターネットで接続してオンライン研修を実施予定

ただし、令和3年1月4日から2月末までは、再度総研に参集し、修了試験等を実施予定

2 書記官養成課程第二部第17期

10月16日からの集合研修を中止し、所属庁において在宅学修(DVD視聴等)を実施

11月16日からは、第一部第17期及び第二部第16期と同様にオンライン研修を実施予定

令和3年3月からは、総研に参集し、第一期の試験等を実施予定

3 家裁調査官養成課程第16期

10月1日から総研に参集し、集合研修を実施

4 家裁調査官養成課程第17期

所属庁で13か月間の実務修習を実施中

事務総局会議（第31回）議事録

日時	令和2年11月24日（火）午後2時00分～午後2時18分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、戸苅家庭局第一課長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官
議事	<p>1 人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催について 徳岡人事局長説明（資料第1）</p> <p>2 経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について 氏本経理局長説明（資料第2）</p>
結果	◎ 了承 1, 2
秘書課長	大須賀 寛

(令和2. 11. 24人総印)

人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和3年2月8日（月）
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項
 - (1) 人事上の諸問題について
 - (2) その他
- 5 出 席 者 各高等裁判所事務局の人事課長及び人事課企画官又は人事課課長補佐のうちいづれか1人

合計 16人

(令和2.11.24経監印)

経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和3年1月21日（木）
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 経理行政等事務全般の連絡協議
- 5 出 席 者 各高等裁判所事務局次長 8人